

市民文教委員会会議録

平成25年2月4日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 10:46

【 案 件 】

1. 学校施設等の再編について

【 報告事項 】

1. 明星寺地区ごみ埋立地に係る周辺地下水調査について (環境対策課)
2. 平成25年度における八木山地区スクールバス等の運行について (教育総務課)
3. 飯塚市立立岩小学校の通学区域について (学校教育課)
4. 飯塚市立筑穂中学校の窓ガラス破損事案について (学校教育課)
5. 潤野小学校における車両損傷事故について (学校教育課)
6. 指定管理施設の評価について (生涯学習課)
7. 飯塚市地区公民館施設整備計画(案)の策定について (中央公民館)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「学校施設等の再編について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

委員長

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をすることで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、7件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「明星寺地区ごみ埋立地に係る周辺地下水調査について」の報告を求めます。

環境対策課長

明星寺ごみ埋立地の地下水調査について、その概要と調査結果をご報告いたします。

昨年5月の本委員会で報告しておりました明星寺ごみ埋立地の問題につきましては、現在、市の顧問弁護士に委任し、双方弁護士を通じて協議を行なっておりますが、市といたしましては、廃棄物が埋まっている場所の確認と廃棄物の状態をまず確認する必要があることから、昨年7月31日に双方の弁護士立ち会いのもと場所の確認を行ないました結果、平成元年に市が埋め立てた場所であることを確認しております。

なお、廃棄物の状態につきましては、組成分析、ガス発生量等を調査する必要があるため、必要な経費を来年度予算に計上して、地権者と協議を行い実施したいと考えております。

今回の地下水調査につきましては、場所の確認に伴い地下水の状況を調査したもので、採水用の井戸を1カ所設置し、国が定めております「地下水環境基準項目」の28項目について調査を行なっております。

井戸の設置箇所につきましては、お手元に配布しております箇所図に埋立箇所と地下水の調査箇所を記載しておりますが、場所の選定につきましては専門の事業者とも協議を行ないまし

た結果、埋立地周辺は花崗岩の分布地域で、石炭が分布する第三紀層のような地層の傾斜がないことから、一般的に地下水は山の背から傾斜に沿って流れることとなります。このため、現地の地形からは、埋立地の上のほうから調査箇所に向かって流れる流れと、埋立地の下のほうの等高線で高いところがありますが、そちらのほうから流れる流れが想定され、埋立地から調査箇所の方向への流れに対し、隣接する市有地で井戸の設置が可能な場所を選んで設置しております。

また、井戸の深さにつきましては、花崗岩は一般的にみかげ石として有名ですが、花崗岩が風化したものが真砂土と呼ばれており、表土の真砂土の下を、風化の状態により区分されております。1番深いところが、全く風化していない非常に硬い未風化帯で、その上が亀裂が入った状態のゼンイ帯、その上が風化している風化帯と呼ばれており、地下水は主にゼンイ帯の上の風化帯を流れることから、井戸はゼンイ帯に達するまでボーリングを行っており、深度としては約20メートルとなっております。

今回の調査結果につきましては、資料を配布しておりますが、検査項目28項目のうち4項目について検出されましたが、生活環境等の保全のうえで維持されることが望ましい基準として国が定めております「環境基準」をいずれも下回っております。

なお、今回の調査につきましては、今後も定期的の実施する予定といたしております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

八児委員

少しこれについて聞かせてください。ごみを捨てたことによる影響というものがどの部分に出てくるか、わかればですね、お願いしたいと思います。

環境対策課長

ごみは一般的に地下水を通して影響が出ますので、本来であれば埋立地の上流側と下流側にそれぞれ井戸を設置して、それぞれの水質を検査して影響を調査することになります。ただ今回は埋立地周辺が申立者の私有地でありますので、中での調査ができなかったためその地下水の流れの延長線上にある市有地、市の土地の井戸が設置可能な場所で調査をいたしたということになります。

八児委員

場所はそういう形でわかりますけど、要するに我々がですね、生活排水、生活雑排として出しているものの影響と言うか、出したものがどういう形でこういうものに影響するのかというのが、そこら辺はわからないんですか。

環境対策課長

影響が出る項目については、その状況によって異なりますので、これとこれに対して影響が出るということは、特に定めがあるようなものではございません。基本的にもとものの地山が持っている地下水の水質もございまして、それに対して上流側と下流側を比較してどういうものが検出されるかというのを、一般的には比較して検討しておりますので、どういうものが検出されるということについては、一定のものはないと考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度における八木山地区スクールバス等の運行について」の報告を求めます。

教育総務課長

「平成25年度における八木山地区スクールバス等の運行について」ご報告いたします。

西鉄路線バス八木山線が、本年3月末をもって廃止となります。それに伴い八木山地区から鎮西中学校に通う生徒の通学手段を確保するため、朝夕の登下校時にはスクールバスの運行、平日の日中は予約乗合タクシーの活用を行うことといたしましたので、報告するものでございます。併せまして、スクールバスを弾力的に運用し、八木山小学校に区域外から通う児童及び一般市民を混乗させることといたします。

運行内容について、スクールバスは、資料の経路図のとおり八木山本村から鎮西中学校までの間とし、現在の路線バスの停留所、5カ所を乗降場所といたします。運行は登校時に3便、下校時は1便とし、下校時の1便については、主に部活動の生徒が対象となることから、夏季、冬季などの部活動の終了時間に合わせた運行を予定しております。また、運賃については児童生徒は無料ですが、一般市民の方には現行のコミュニティバスと同額の1回につき200円としております。

次に、予約乗合タクシーについて、乗降場所については、スクールバスと同じ場所とし、時間帯は平日の午前8時から午後5時までの間で、予約関係は学校が行います。この予約乗合タクシーの予約については、通常、一般市民の方は利用する7日前からの予約ですが、特例措置として、児童生徒が通学を目的とし利用する場合に限り、優先的に予約ができるとし、また、本来、児童については大人同伴でしか乗車できませんが、通学で利用する児童については、その限りではないとしております。

運賃は、中学生は大人同様に通常1回につき300円必要ですが、教育委員会において生徒運賃分を負担し無料となります。生徒には教育委員会が発行する「乗車許可証」を携帯し、乗車の際は必ず提示することとしております。

明日、2月5日及び2月13日に児童生徒の保護者に対する説明会を開催し、スクールバス等の利用の諸手続きについて説明を行う予定にしております。今後も子どもたちの登下校等における安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立立岩小学校の通学区域について」の報告を求めます。

学校教育課長

「飯塚市立立岩小学校の通学区域について」ご報告いたします。

飯塚市立立岩小学校の通学区域につきましては、平成23年12月2日、飯塚市立学校通学区域審議会より、平成25年度からの芳雄、旧芳雄、柏の森の通学区域変更についての第2次答申を受け、学校、保護者、地域からの意見をお聞きし、それらを踏まえ実施について検討してまいりましたが、保護者や市民に対する説明が十分ではなく、慎重に時間をかけて実施してほしいというアンケートなどを考慮し、平成25年度実施につきましては実施困難であると判断いたしました。

そのことに伴い、本年1月8日に関係小中学校であります立岩小学校、飯塚東小学校、飯塚第一中学校、飯塚第二中学校の保護者に対しまして通知文を配布し、周知いたしましたのでご報告いたします。

なお、今後におきましても、小中一貫教育の推進についての理解をいただくとともに保護者や地域の方々の意見をお聞きしながら、具体的な検討を重ね、丁寧な進め方をしてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

いま文書で保護者に通達をしたということですが、その前にあなた方が提案をされようとしたときには、そういうことはされてなかったんですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 13

再 開 10 : 13

委員会を再開します。

教育部長

最初に答申が出ましたときに、その情報と言いますか、それが一般の方に広がったというのは事実でありまして、そのときは紙での通知はいたしておりません。その後、地域の説明会の中で説明をいたしましたけども、保護者の方に対する紙による、通知と言うのはおかしいんですけども、お知らせという形は、昨年の夏にアンケート調査をしたときに、答申は25年4月からの実施になっておりますけど、これに対してのご意見等ということでお知らせしたのが、紙による保護者に対するお知らせの最初となります。

松本委員

いま教育委員会自身がですね、周知が徹底してなかったという反省をされてますけれども、やっぱり子どものことですから、保護者に対しては丁寧な説明なり、もちろん文書も含めてですけれども、する必要があろうと思うんですよ。皆さん方は皆さん方の都合でね、こっちをあっちにひっつけますとか、こっちをあっちに持っていきますとかね、そういうふうな発想でお話をされるかもしれませんが、やっぱり丁寧なね、いま反省をされてますけれども、やっぱり教育現場でのお知らせというのは、保護者にはやはり丁寧にやっていただきたいということを申し添えておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立筑穂中学校の窓ガラス破損事案について」の報告を求めます。

学校教育課長

「飯塚市立筑穂中学校の窓ガラス破損事案について」ご報告いたします。

本件は平成25年1月24日、0時45分ごろ、筑穂中学校の給食場1階の窓ガラス9枚、講堂窓ガラス12枚の合計21枚が何者かに外部から割られるという事案が発生しました。なお、同校は1月8日、始業式の日にも、校舎窓ガラス8枚が破損される加害者不明事案が発生しております。学校におきましては、アンケート調査を実施し実態把握に努めるとともに、飯塚警察署に被害届を提出しております。今後も学校、警察とさらに連携を図ってまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「潤野小学校における車両損傷事故について」の報告を求めます。

学校教育課長

本件は平成25年1月10日、午前10時30分ごろ、本校児童が休み時間に運動場でサッ

カーをしていたところ、ゴールに向けシュートしたボールが大きく外れ、フェンスを越えて、校庭に駐車してあった車両に当たり、助手席側サイドパイザーを損傷させたものであります。

事故現場は、ボールの飛来が予想されるため、学校で駐車禁止としていた場所ですが、本校に初めて来校した車両の所有者に対し、駐車禁止の場所を知らせていなかったことが事故の原因と考えられます。なお、この事故に係る損害賠償につきましては、現在、車両所有者と協議中です。また、事故の後、フェンスに駐車禁止の看板を設置する対策を講じ、来校者への周知に努めております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理施設の評価について」の報告を求めます。

生涯学習課長

報告事項「指定管理施設の評価について」ご報告いたします。

飯塚第1体育館ほか13施設の指定管理者、飯塚市体育協会の平成23年度業務実績に基づく外部評価を、飯塚市指定管理者評価委員会に諮問し、別紙「指定管理業務評価表」のとおり、答申を受けております。

今回の飯塚市体育施設の評価においては、概ね適正との評価を頂いておりますが、C評価が3項目ありました。評価表をお願いします。1つ目が「ク-事業運営」ですが、これにつきましては、年度ごとに自主事業の数はふえてはいるが、教室の多様化やさらなる教室の増加が必要であることからC評価となっております。2つ目は「シ-利用者対応」ですが、これにつきましては、アンケート調査においてサンプル数が少ない、アンケートの実施箇所が少ないなどの理由でC評価となっております。3つ目の「セ-効率性」では、収益の用途において、事務局の備品購入が優先され、スポーツ関係の備品購入等、スポーツ関係団体への還元が優先されていないことからC評価となっております。その他、1番下になりますが、総合評価の意見において、保守点検の実施状況や補修箇所等についても事業報告書に明記すること、2点目として、利用者への利用上の注意点やマナーなどの喚起についても記されております。

この評価結果につきましては、当該指定管理者へ通知するとともに、改善点については早急に改善し、市民サービス等の向上に努めるよう指導を行っております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地区公民館施設整備計画(案)の策定について」の報告を求めます。

中央公民館長

「飯塚市地区公民館施設整備計画(案)の策定について」ご報告いたします。

本報告は、平成23年3月に飯塚市公共施設等のあり方に関する第2次実施計画によりまして、飯塚市地区公民館施設の整備計画を平成23年度末までに決定することとしておりましたが、整備のための財源であります合併特例債の限度額と市の全施設整備との調整がなされ、昨年12月に合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要として示されましたので、この整備概要に従って、このたび、予定の時期からは遅れましたが、飯塚市地区公民館施設の整備計画(案)を決定するため、報告するものでございます。

別冊の資料「飯塚市地区公民館施設整備計画(案)」をお願いします。まず、1ページの本

計画の趣旨でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、昨年12月に示されました合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要に従って、飯塚市地区公民館施設の整備計画を決定するものでございます。

次に、合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要から抜粋をし、お示しをしております、整備の手法と期間でございます。整備の手法につきましては、建築した時期によりまして、まず、旧耐震基準以前の建築物・昭和45年12月以前に建築許可を受けた施設は、建て替え又は耐震診断の結果によっては耐震補強工事による整備を原則としております。

次に、新耐震基準以前の建築物・昭和46年1月以降で昭和56年6月以前に建築許可を受けた施設は、耐震診断を行い、耐震補強工事による整備を原則としております。

最後に、新耐震基準の建築物・昭和56年7月以降に建築許可を受けた施設は、現行の耐震基準を満たしていることから、耐震補強工事等の整備は行いませんが、今後、管理運営に支障をきたすような場合に、設備の改修、増築等の整備を行っていくこととしております。

続いて、期間については、合併特例債等を活用していくことから、その活用可能期間であります平成24年度から平成33年度までとしております。また、その期間をさらに5年間の区切りで、前期と後期とに分けて時期を設定しております。

以上、計画の趣旨、整備の手法、期間に基づいて、各地区公民館の整備の内容や整備の時期を、「3.各地区公民館の整備内容」として、表でお示しをしております。

まず、鎮西公民館は、小中一貫校建設と併せて複合化を図り、平成27年度までに建設し、平成28年度に開館いたします。

次に、二瀬公民館は、旧耐震基準以前の建築物であることから、平成33年度までに、現地において、建て替えを行うことを原則といたします。

次に、幸袋公民館は、幸袋中学校区小中一貫校が建設されますが、建設地の地形や地区の中心地から外れること等の理由から、一貫校との複合化は行わず、現地において、平成33年度までに、耐震診断と耐震補強工事による整備を原則といたします。なお、飯塚市公共施設等のあり方に関する第2次実施計画では、可能な限り小中一貫校との複合化を図ることとしておりましたが、幸袋公民館運営審議会や幸袋自治会長会にご意見をお伺いしたところ、小中一貫校との複合化は行わず、現在地において整備をすることで合意をいただいております。

次の穎田公民館は、現在、小中一貫校との複合化で建設が進んでおり、平成25年度に開館いたします。

2ページをお願いします。菰田公民館、飯塚東公民館は、新耐震基準以前の建築物であることから、平成33年度までに、耐震診断と耐震補強工事による整備を原則といたします。

次の立岩公民館も、新耐震基準以前の建築物であることから、平成33年度までに、耐震診断と耐震補強工事による整備を原則といたしますが、現在、市役所本庁舎の建て替えが計画されていることから、勘案した整備の検討も行っていきます。

次に、鯉田公民館は、新耐震基準以前の建築物であることから、平成33年度までに、耐震診断と耐震補強工事による整備を原則としますが、現在地が地盤沈下している状況がございましたので、耐震診断と耐震補強工事による整備以外の整備についても検討を行っていきます。

次に、穂波公民館は、新耐震基準以前の建築物であることから、平成33年度までに、耐震診断と耐震補強工事による整備を原則といたします。

次に、筑穂公民館は、新耐震基準以前の建築物であることから、平成33年度までに、耐震診断と耐震補強工事による整備を原則としますが、地域づくりの拠点としての機能を発揮するうえでは、飯塚市公共施設等のあり方に関する第2次実施計画で示されておりましたが、隣接する筑穂支所への移設も検討していきます。なお、筑穂地区におきましては、過疎債の活用が可能であることから、整備の財源は過疎債を活用してまいります。

次に、飯塚公民館、庄内公民館は、新耐震基準を満たしていることから、耐震補強工事等の

整備は行いませんが、今後、管理運営に支障をきたすような場合に、設備の改修、増築等の整備を行っていきます。

なお、表の下に でお示しておりますとおり、耐震診断及び耐震補強工事又は建築設計及び工事では、2カ年の期間を要することから、整備の時期で後期としている具体的実施年度つきまちは、前期の完了時期を目途に決定してまいります。また、公共事業の拡大に向けた国の動向もありますことから、今後新たに創設される補助事業等の活用を行っていく場合には、整備の時期等を見直すこともあるとしております。

続いて、地区公民館跡地利用につきましては、地区公民館の移転等によって生じる旧敷地や旧施設につきましては、市有財産といたしまして、活用や処分等を市と協議しながら、決定してまいります。なお、教育財産の処分については市長の権限となっています。

以上が、飯塚市地区公民館施設整備計画（案）の内容説明でございます。

3ページには、平成24年3月31日現在での地区公民館施設の概要を資料としてお示しております。この中で、頼田公民館につきましては、平成25年度に小中一貫校と複合化して開館いたします資料も載せておりますので、ご確認をお願いいたします。

最後になりますが、本計画（案）につきましては、1月25日に開催の平成25年第1回の飯塚市教育委員会会議において、計画（案）をご審議いただきまして、ご承認いただいたところでございます。本日の市民文教委員会報告後におきましては、例年、2、3月に開催されております各地区公民館運営審議会等におきまして、本計画（案）をご説明し、ご意見をいただくこととしております。従いまして、本日の委員会でのご意見等も含めまして、本計画（案）をご説明し、ご意見をいただく中では、一部修正や追加の箇所が出てくることも考えられますので、全ての手順が終わった後に、最終的に決定する計画（案）を改めてご報告し、ご了承いただければ、飯塚市地区公民館施設整備計画が決定となる運びとなります。

以上、飯塚市地区公民館施設整備計画（案）の策定について報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

何点かお尋ねをいたします。これは23年の3月に策定の飯塚市公共施設の第2次実施計画、ここで公民館の検討がなされたというふうに思いますが、そのときには何年度までにされると、23年度までというふうに思いますが、それに間違いありませんか。

中央公民館長

飯塚市公共施設等のあり方に関する第2次実施計画の中では、23年度末までに公民館の整備計画を決定するということになっております。

松本委員

そうしますと23年度に決定をすると、そして27年までということだったと思うんですが、ここでは合併特例債の延長、これで33年までというふうな考え方なんでしょうか。どうでしょう。

中央公民館長

第2次実施計画の後に、合併特例債が5年延長しましたことも理由でありますし、また現在、浸水対策や中心市街地活性化等、それから学校の整備等、合併特例債を財源として整備がなされています。まだ市の施設等の整備の必要があるものもありますので、合併特例債総額での限度額内でどれくらいの整備ができるのかという検討も行う必要があるということで、23年度末までの決定ができなかったということで、今回この計画を出しているというふうなことでございます。

松本委員

言われていることはわかりますが、飯塚市が水害対策だとか学校、小中一貫校とか中心市街

地、これは3本の大きな柱として飯塚市がやっているわけです。何円までというような話にはなりませんでしょうが、ある程度の金額というのはあなた方はお示しをされていると思うんですが、そうしますと23年までにやっていこうとした公共施設のあり方検討委員会、これで随分な時間をかけて、公民館の計画を立てられたと思うんですが、もちろん特例債が延びたので、延ばしていいじゃないかという発想だろうと思うんですが、そうしますと、特例債がもっと延びればもっと延ばす、そうしますとこの公民館の最初の計画からどれくらいの時間が延びるといことになるのでしょうか。

中央公民館長

特例債がまた再延長されますと、また整備が延びるんじゃないかというご懸念があるかと思えますけども、地区公民館は昭和40年代、50年代に建った公民館がほとんどでございますので、耐震基準を満たしてないということが予測されますので、合併特例債の再延長があれども、今回計画しております計画の年度内では実施をしていきたいというふうに考えております。

松本委員

何年延びるんですか、だから最初の計画よりは。

中央公民館長

当初はですね、23年度末に決定するという計画の中では、特例債の活用期限であります27年度まででしたが、6年間延びましたので、平成33年度までということをお今の計画の期間としております。

松本委員

いや、だから、6年延びるわけでしょう。公民館の計画がね。そうしますと、あなた方は、副市長もいま「それ以上はあるものですか」というようなジェスチャーをされましたが、聞こえませんが、私は聞こえませんでしたけれども、「あるものですか」と教育長とお話をされてましたが、あなた方は「ありませんよね」と言いますが、あつてるじゃないですか、現に。延びたら延ばしたんでしょう。そしたら今度はまた政権が代わりましたので、わかりませんが、延びるといようなこともあるかもしれない。そしたらあなた方のことだから「ありませんよね」と横向いて言われても、あり得るんですよ。あり得らませんか。いやいや、あなたが横に首振ったって、私はあなたのことを信用していませんので、全然関係ないですが、本当にそういうふうになるんですよ。そうすると、どんどん延びていく。もともとそういう耐震の状況があつて早く整備をしなければいかなという状況下にあつたわけでしょうが。それはどんなふうですか。そしたら公共施設のあり方検討委員会の今までやってきたことやら何もなっていないじゃないですか。そこでみんな審議してきたわけでしょう。「いやいや、それは違う。こうがいい。そうがいい。」と言ってやったんじゃないんですか。じゃあ、その考え方というのはどんなふうを受け止められていますか。それは委員会として、議会がやったことじゃないですか。そんなことはどうでもいいんですか。「そこで審議されていようが、延びたんやき延ばすと何が悪いかと」ということでしょうか。結果的には。違うんですかね。どうですか、副市長。

副市長

いま質問委員が言われるように、ひょっとしたら延長があるかも知れませんが、この件につきましては仮に延長になってもですね、先ほど担当課長が答えましたように、これ以上延ばすことは考えておりません。確かに23年度中に整備計画をつくることになって、それは1年まるまる遅れましたけども、これはひとつは合併特例債が延長になったということもわかりです。それと、現在は合併特例債があるからといって短期間でやると、将来また同じ時期に同じものが痛むということで、大変申し訳なかったんですけど、私のほうからこの公民館のですね、たくさん市民の方が集まる場所ですから、できるだけ早く整備するというのは基本でございます。たくさん市民の方が利用される場所でございますので、できるだけ短期間にしたいと

いう思いもありましたが、将来のいろんなものを含めて、せっかく合併特例債が延びましたので、将来の市のその財源負担を考えますと、もう1度検討しなおしてもらえないかという指示を私のほうはいたしました。ただ、それが再延長になるからまた指示するかという、それは考えておりません。できるだけ早く市民の方が集まる場所でございますので、ここに書いてありますように、原則やるということになっておりますが、いろんな条件を加味して、これが少し早まれば、できるだけ早く、市民の方の集まる場所ですから、それはやっていきたいという気持ちはございます。

松本委員

その市民の方が集まる場所だから早くしたいと言われてるけれども、早くはなっていないわけでしょう。延びてるわけじゃないですか、あなた方は延ばしてるんでしょう。それに今の答弁はないんじゃないですか。延ばしてるんでしょう。長くなったんでしょう。延びたんでしょう。早くなってるじゃないですか。延びたんだから、副市長の今の答弁はちょっとおかしいですよ。それと公共施設のあり方検討委員会でやった内容、議会が委員会として定めた中でやってきた。これをどんなふうと考えておられますかという質問もしましたが、どうですか。

生涯学習部長

公共施設のあり方に関する特別委員会で、私は当時、学校の担当でしたが、公民館も含めまして委員の方々にたび重なる委員会の開催をしてもらって、いろんな意見をいただいて、最終的に先ほど申しました年月に第2次実施計画ができあがっております。担当部署としてもそれに沿ったところで計画を進めたいというのは当然の思いでございましたが、先ほどから担当課長なり副市長が申しましたように、その後、新たに市として早急に整備しなければいけないようなものも出てきましたし、たまさか合併特例債も延長になったということで、先ほど課長が説明しましたが、旧々耐震基準のものは速やかに計画どおり27年度までに建て替えもしくは耐震補強工事をする。旧のものは若干遅れることもあると。また33年度までに、耐震基準を当然満たしているものは後の改修とかその他で大丈夫ですが、古い建物については耐震診断等を早目に行って、工事をできるだけ早く行いたいというふうに考えているところでございます。

松本委員

いやいや、言っていることはわかりますけれども、早目に早目にとあなた方は耳ざわりの良いことを言われてるけど、早目に早目にではなく、遅めに遅めになってるんですよ。なりようやないですか、遅めに遅めにでしょう。どこが早目に早目になってるんですか。だから、そういう施設のあり方でいろんな論議が出ました。それでそういう計画が立ったわけですから、それに対して全然違う話になってるわけじゃないですか、延びてるわけでしょうが、33年度までにやりますと。だから、その今まで出た結果に対しては、副市長はどのようにお考えですかと、私は副市長にお尋ねしたんですよ。あなたは良いところだけ、早目に早目にとかそんなところだけ言って、そこは言っていないから、改めてまた言ったら、今度はまた違う話になったんですが、議会として委員会ですらそういう結論を出したんでしょう。そしたら、それが33年まで合併特例債が延びたからというふうに言われるけれども、じゃあその審議してきたそれは何だったんですか。そんなもんせんで、なかったんならそれはわかりですよ。でも、そこでやったわけでしょう。だから、それはどんなふうと考えてありますかと聞いているんです。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:42

再開 10:44

委員会を再開します。

副市長

確かに23年度、そして当初は27年度までにやるのが5年間延びたということは、そのと

おりだと思えます。ただ、この合併特例債あるいは市の全体の財源を見る中で、いろんな優先順位がございますので、ただ33年度までとしておりますが、何らかの今後、国の補助等の見直し等があれば、早くできるものがあれば、それはそれなりに努力していきたいというふうに考えております。

松本委員

やっぱり認めるところはちゃんと認めてやっていただかないと、あなた方は言葉巧みにですよ、耳ざわりの良いような答弁だけをされても、私どもも困ります。議会としても、このあり方検討委員会については、十分論議をした中でやってるわけですから、それを特例債の期限が延びたからといって33年ですよと、そうなると、今まで私どもが議論して審議してきた内容はどうなるんだろうか、どうなるのというのが、本当に率直な疑問です。だから、それは議会の私どもの立場もあるわけですから、あなた方の立場もあるかもしれませんが、議員としての立場もあるわけですよ。だから十二分にその辺は考えていただいて、政権も代わったことですから違う予算も組み込まれてくるかもしれません。先ほど副市長が言われたように、市民の皆さんが集まる場所です。ぜひ、早い時点の計画、あなた方は33年と言うと33年までにしかしないんですよ。だから、急いでやっていただきたいというのを申し添えておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。